

○魚津市こども医療費助成に関する条例

昭和48年6月21日

条例第27号

改正 昭和59年9月19日条例第31号  
平成7年3月22日条例第10号  
平成7年9月18日条例第30号  
平成8年3月15日条例第9号  
平成9年3月19日条例第1号  
平成9年8月26日条例第30号  
平成10年3月19日条例第14号  
平成12年3月21日条例第24号  
平成13年3月16日条例第7号  
平成15年3月20日条例第9号  
平成20年6月20日条例第24号  
平成24年3月21日条例第8号  
平成24年6月21日条例第24号  
平成25年3月25日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、こどもの健康管理と適正な医療を確保し、こどもの保健と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、乳児、幼児及び児童をいう。

2 この条例において「乳児」とは、1歳に達する日の属する月の末日までの間にある者をいう。

3 この条例において「幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの間にある者のうち乳児以外の者をいう。

4 この条例において「児童」とは、小学校就学の始期から中学校第3学年修了前までの者をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権者、後見人その他の者で現にこどもを監護する者をいう。

6 この条例において「養育者」とは、保護者のうち次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) こどもと生計を同じくする父又は母。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子であるこどもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該こどもは、当該父又は母のうちいずれか当該こどもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしないこどもを監護し、かつ、主としてその

生計を維持する者

7 この条例において「医療保険各法」とは次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

8 この条例において「医療費」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費(入院時の食事療養に要した費用を除く。)その他規則で定める給付をいう。

9 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局その他規則で定める者をいう。

10 この条例において「共済組合」とは、第7項第4号及び第6号に掲げる法律に基づき組織された共済組合をいう。

11 この条例において「事業団」とは、日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)に規定する事業団をいう。

(助成)

第3条 市長は、魚津市に住所を有することもあって医療保険各法の規定による被扶養者又は被保険者である者(以下「対象者」という。)が医療を受ける場合、その保護者に対し、当該医療に係る医療費の一部を助成するものとする。ただし、対象者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているときは、この限りでない。

(助成額)

第4条 市長が前条の規定に基づき、対象者の保護者に対して助成する額は、当該対象者の医療費の額から次に掲げる額を合計して得た額を控除した額とする。

- (1) 医療保険各法の規定により保険者、共済組合又は事業団の負担する額
- (2) 前号に掲げる保険者、共済組合又は事業団が保険給付にあわせて、これに準ずる給付を行う旨の定めをした場合は、その規定に基づき給付を受けることができる額
- (3) 他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることのできる場合は、その額

(助成の受給期間)

第5条 対象者が医療を受ける場合の医療費の助成の受給期間は、当該対象者の出生の日から中学校第3学年修了の月の末日までとする。

(助成の方法)

第6条 乳児に係る医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、富山県外の保険医療機関等(別に市長が契約した保険医療機関等

を除く。)で医療を受けた場合には、当該乳児の保護者に支払うものとする。

2 幼児及び児童に係る医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うこと  
によって行う。ただし、魚津市外の保険医療機関等(別に市長が契約した保険医療機  
関等を除く。)で医療を受けた場合には、その保護者に支払うものとする。

(助成金の支給制限)

第7条 市長は、対象者又はその保護者が、対象者の疾病又は負傷について、損害賠  
償を受けたときは、その額の限度内において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、  
又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、詐欺その他の不正行為により、この条例による助成を受けた者があるとき  
は、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(理由の提示)

第9条 市長は、前2条の規定により助成金の全部又は一部を支給せず、又は返還させ  
るときは、当該対象者若しくはその保護者又は助成を受けた者に対してその理由を示さ  
なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 保護者は、この条例に基づく医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に  
供してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月19日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(平成7年3月22日条例第10号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年9月18日条例第30号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成8年3月15日条例第9号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月19日条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年8月26日条例第30号)

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則(平成10年3月19日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の(中略)「魚津市乳児及び  
幼児医療費助成に関する条例」(中略)の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成12年3月21日条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月16日条例第7号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日までに受診した医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日より施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則(平成20年6月20日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年9月30日までに受診した医療費に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 市長は、この条例の施行の前においても、改正後の第3条第2号に掲げる事由の確認等に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成24年3月21日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年9月30日までに受診した医療費に係る助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 市長は、この条例の施行の前においても、改正後の魚津市子ども医療費助成に関する条例に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成24年6月21日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第15号)

(施行規則)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年9月30日までに受診した医療費に係る助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 市長は、この条例の施行の前においても、改正後の魚津市子ども医療費助成に関する条例に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。